令和７年度南渡田地区交通結節機能強化検討業務委託 仕様書

（適用範囲）

１　本仕様書は、令和７年度南渡田地区交通結節機能強化検討業務委託に関する内容について適用する。

２　本業務の遂行に当たっては、川崎市契約条例、同規則、委託契約書及び本仕様書並びに本市監督員の指示に従って行うものとする。

（対象範囲）

３　本業務の対象範囲は神奈川県川崎市川崎区南渡田町（以下「南渡田地区」という。）とする。

（目的）

４　本市では、川崎臨海部の大規模な土地利用転換を先導するエリアとして、南渡田地区において、最先端の研究開発や高度人材等の集積により、臨海部全体の機能転換を牽引する新産業拠点の形成を目指している。

本業務は、新産業拠点形成にあわせ、交通機能強化を図っていくため、地区周辺にあるJR南武支線・鶴見線及び東海道貨物線浜川崎駅に着目した交通結節機能の強化について、その整備効果等の検討・整理を行うものである。

（一般事項）

５　受託者は、監督員と常に密接な連絡をとり、その指示を受けなければならない。

６　受託者は、本業務の実施に際して、技術的責任を有する者及び総括する者を定め、その経歴書を提出しなければならない。

７　受託者は、調査等の実施状況について監督員が報告を求めたときは、速やかにこれに応じなければならない。

８　受託者は作業の実施に当たり、市から貸与した物品、資料等については、受託者の自己責任の下に管理及び返却を行い、その内容は他に漏らしてはならない。

（実施体制及び作業計画）

９　受託者は、作業計画（作業工程表、組織票、作業方法等）を作成し、監督員に提出するものとする。

（秘密の保持）

10　受託者は業務上知り得た情報等をいかなる理由があっても発注者の了解なしに第三者に漏らしてはならない。

（業務内容）

11　業務内容は次によるものとする。

（１）交通結節機能の強化等に関する整備効果等の検討

南渡田地区においては、新産業拠点形成に向けた拠点整備が進められており、既に北地区北側においては、令和９年度のまちびらきに向け、整備が進められているところである。

東海道貨物線浜川崎駅（以下、「操車場地区」とする。）において、交通結節機能の強化や鉄道の利便性・機能向上とあわせて、操車場地区に隣接する地区の一部用地（以下、「操車場地区及び隣接用地」とする。）を活用した整備を行うことを想定して、南渡田地区のエリア価値向上に向けた整備効果等の検討（評価）を行う。なお、検討に当たっては、手法等について複数の有識者に確認を得ながら進めていくものとする。

①　費用便益マニュアル等に基づく費用便益の算出

ア　便益の整理

「交通結節機能の強化」、「鉄道の利便性・機能向上」及び「操車場地区及び隣接用地を活用した整備」により想定される便益について、費用便益マニュアル等を踏まえ、整理を行う。

なお、「操車場地区及び隣接用地を活用した整備」については、土地区画整理事業や市街地再開発事業等による整備（以下、「面的整備」とする。）を行った場合、道路整備を行った場合の２パターンを想定して、整理を行うものとする。

イ　費用便益の算出

アで整理した便益を計測し、次の３ケースを基本に、費用便益マニュアル等を踏まえ、費用便益を算出する。

ⅰ）「交通結節機能の強化」＋「鉄道の利便性・機能向上」

ⅱ）ⅰ）＋「操車場地区及び隣接用地を活用した整備（面的整備）」

ⅲ）ⅰ）＋「操車場地区及び隣接用地を活用した整備（道路整備）」

なお、各ケースの整備内容や費用について、発注者よりベース案を提示するが、南渡田地区のエリア価値向上や交通結節機能の強化、鉄道の利便性・機能向上等の整備効果が期待できる整備の方向性を発注者と受注者で協議の上、定めるものとし、必要に応じて、受注者にて費用を算定するものとする。

また、費用便益の算定に当たっては、次のマニュアル等が想定されるが、事業内容が多岐にわたることから、事業の特性に応じて適切に算出するものとする。

・「費用便益分析マニュアル（令和７年２月）国土交通省」
・「都市再生交通拠点整備事業に関する費用便益マニュアル(案)(平成 13 年４月) 国土交通省」
・「都市再生総合整備事業の新規採択時評価マニュアル案（令和６年４月改訂版） 国土交通省」

・「鉄道プロジェクトの評価手法マニュアル　（2012 年改訂版）（2025 年 3 月　一部変更）国土交通省」
・「土地区画整理事業における費用便益分析マニュアル（令和６年３月）国土交通省」
・「市街地再開発事業の費用便益分析マニュアル(案)(平成 30 年度改定版第 2 版)　国土交通省」
等

② 費用便益マニュアル等で加味されていない整備効果等の検討

ア 整備効果等の整理

「交通結節機能の強化」や「操車場地区及び隣接用地を活用した整備」により想定される多様な整備効果等のうち、上記マニュアル等で加味されていない整備効果等について、地域特性や土地利用転換の動向等を考慮し、広域・地域的な観点や、整備による波及効果（就業環境、交通環境、生産性向上効果など）等、①よりも更に広く検討し、整理を行う。

なお、貨幣換算が可能なものについては、追加便益として根拠等をとりまとめた上で数値化することとし、貨幣換算が困難なものについては、参考になる便益として整理する。

イ 追加便益を用いた費用便益の算出

アで整理し数値化した追加便益を用いて、①イ同様の３ケースを基本に、費用便益を算出する。

（２）整備効果等のとりまとめ

（１）で検討した整備効果等について、多様な視点から比較検討・考察の上、とりまとめを行う。なお、とりまとめに当たっては、他事例等を参考とし、想定される整備効果等について分かりやすい資料を作成する。

（３）報告書作成

前項までの検討結果を報告書としてとりまとめる。

（４）打合せ協議

打合せ協議は、初回、完了時に加え、中間２回を予定する。

（成果品）

12 受託者は成果品一覧に基づき監督員の指示に従って編集し、提出しなければならない。

13 受託者は成果品の引渡し後であっても、不備等が発見された場合は、監督員の指示に

より迅速に修正等を行う。なお、これに係る経費は受託者の負担によるものとする。

14　成果品に関する権利は発注者に帰属するものとし、発注者の承諾なく他に公表若しくは貸与又は使用してはならない。

〈成果品一覧〉

①　報告書　1部

②　電子媒体（ＤＶＤ等）　１枚

③　その他、収集または作成した資料、データ　一式

※　ＤＶＤ等には下記ラベルを貼ること。

2025 年度	令和７年度南渡田地区交通結節機能強化検討業務委託
委託機関名	川崎市臨海部国際戦略本部土地利用転換推進部
作業機関名	○　○　○　○　○

（委託期間）

15　委託期間は、契約締結日から令和 8 年 3 月 27 日までとする。

（その他）

16　この仕様書に定めがない事項又はこの仕様書に関して疑義が生じた事項については、必要に応じて双方協議して定めるものとする。

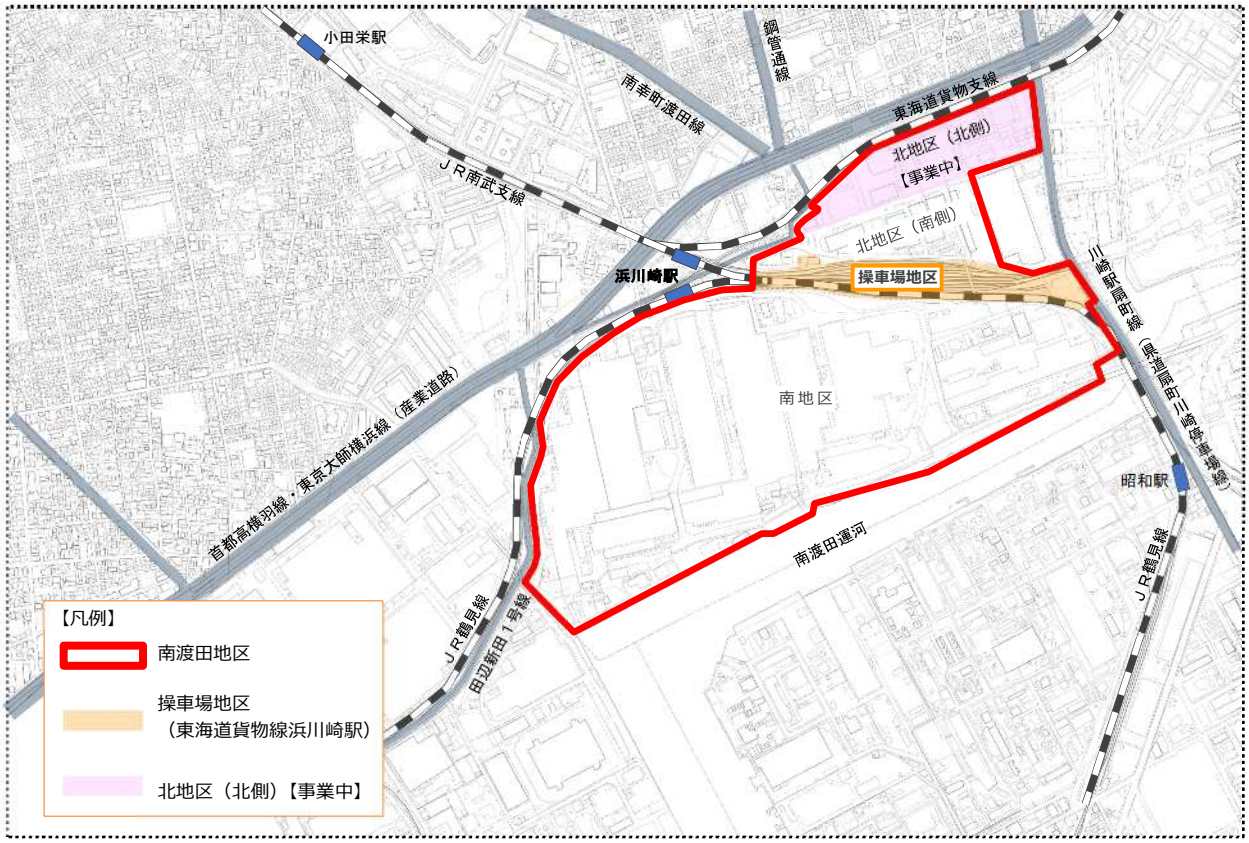
小田栄駅
南幸町渡田線
鋼管通線
東海道貨物支線
北地区（北側）
【事業中】
北地区（南側）
ＪＲ南武支線
浜川崎駅
操車場地区
川崎駅扇町線（県道扇町川崎停車場線）
南地区
首都高横羽線・東京大師横浜線（産業道路）
昭和駅
南渡田運河
ＪＲ鶴見線
田辺新田１号線
ＪＲ鶴見線
【凡例】
南渡田地区
操車場地区
（東海道貨物線浜川崎駅）
北地区（北側）【事業中】

図　位置図